

## 令和7年度（仮称）袋井市産業振興ビジョン策定支援業務委託仕様書

この仕様書は、袋井市（以下、「委託者」という。）が実施する「令和7年度（仮称）袋井市産業振興ビジョン策定支援業務」（以下、「本業務」という。）を、本市との契約者（以下、「受託者」という。）へ委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の名称

令和7年度（仮称）袋井市産業振興ビジョン策定支援業務

### 2 業務の期間

契約締結日～令和8年3月23日（月）

### 3 業務目的

本業務は、「袋井市工業振興計画」、「袋井市観光基本計画」及び「農業振興ビジョン」が令和7年度に最終年度を迎えることから、同じく令和7年度末に最終年度を迎え次期計画を策定中の「第3次袋井市総合計画」及び「袋井市中小企業及び小規模企業振興基本条例」を踏まえつつ、5年・10年先の地域経済を見据え、本市の「にぎわい」の基盤となる「稼ぐチカラ」の向上を目指すため、各産業分野の垣根を超えた一体的な計画として、新たに策定する「（仮称）袋井市産業振興ビジョン」の策定作業（後述「5 業務の内容」参照）の支援を行うものとする。

### 4 計画の概要

（仮称）袋井市産業振興ビジョンの構成及び計画期間は、原則として次のとおりとする。

#### （1）産業振興基本構想（仮称）

「第3次袋井市総合計画基本構想（策定済み）」や「袋井市中小企業及び小規模企業振興基本条例」との整合を図り、地域経済の振興に向けて官民が連携した取組を推進していくための羅針盤として、中長期的なビジョン（目指す姿）を定めるもので、計画期間は10年とする。

#### （2）産業振興アクションプラン（仮称）

基本構想の実現に向けて計画の実行性を高めるため、行政が取り組むべき施策体系や取組（重点施策）について、工業、観光、農業及び商業の各分野別に定めるもので、計画期間は3年又は5年とすることを予定している。また、分野ごとに施策の達成度を図る指標を設定する。

なお、具体的に位置付ける取組については、地域の産業振興に資する各分野の垣根を超えたものとし、取組としての指標を併せて設定する。

## 5 業務の内容

業務の内容は、概ね次のとおりとするが、業務を限定するものではなく、委託者と受託者との協議の上決定する。

### (1) 基礎調査・分析

#### ア 社会動向や潮流の分析及び整理

産業分野を中心に社会状況を整理するとともに、中長期的な視点に立った社会の動向や潮流を分析する。

#### イ 現行計画の検証及び統計資料の整理

委託者が提供する「令和6年度 袋井市産業実態分析調査」の結果や現行計画における指標等の達成状況等の資料、各種統計資料等を整理し、市内産業を取り巻く環境変化等を踏まえ、現行計画の検証・評価を行う。

### (2) 計画の作成支援

#### ア 構成案の提案

現行計画の評価・検証結果や、委託者が提供する各種会議での議論及び関係機関との協議結果等を踏まえて、計画書の構成案（項目立てなどの骨子やレイアウト等）の提案を行う。

#### イ 産業分野ごとに定める重点施策や施策体系の設定に関する助言

第3次袋井市総合計画や袋井市中小企業及び小規模企業振興基本条例に加え、上記（1）などを踏まえて、産業振興アクションプラン（仮称）に位置づける産業分野ごとに定める重点施策や施策体系の設定に関する助言を行う。

#### ウ 成果指標の設定に関する助言

計画のPDCAマネジメントサイクル（進捗状況の把握と検証等）への活用や市民・関係者等に分かりやすく成果を報告するために設定する成果指標（目標値）について助言を行う。

#### エ 計画素案の提案

上記（1）及び（2）ア～ウを踏まえ、本市の関連計画等との整合性を図りながら（仮称）袋井市産業振興ビジョン素案の提案を行う（編集、レイアウト、図の作成などを含む）。

### (3) （仮称）袋井市産業振興ビジョンのデザイン、冊子データ作成

本編及び概要版のデザイン及び編集を行い、印刷用の原稿データを作成する。

計画の内容が市民に分かりやすく、伝わりやすいものとなるよう、構成（項目、色、レイアウト等）を工夫し、図表、グラフ、地図、簡易なイラストや委託者が提供する写真等を用いたデザインとする。

なお、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。

### (4) その他

受託者の企画提案した内容、及び袋井市が業務を遂行するにあたり指示する事項について、委託者と受託者が協議した上で委託内容に含めるものとする。

## 6 成果品の提出

委託業務終了後契約期間内に、以下の成果物を修正可能なデータ及びPDFデータで提出する。

- (1) 計画書（A4版、50頁程度、フルカラー）
- (2) 概要版（A4版、8頁程度、フルカラー）
- (3) 上記電子データ（CD-ROM等）

## 7 その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら委託業務を実施しなければならない。
- (2) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。
- (3) 本業務の成果品に関わる著作権や所有権等の一切の権利は、原則として成果品納品後、委託者に帰属するものとし、本業務により得られた成果品、資料及び情報等について、受託者は委託者の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義等が生じた場合のほか、内容の変更が必要となった場合は、委託者と受託者がその都度協議し、実施していくものとする。